

*** 休憩おわり ***

(3) 新たな米施策の導入に向けて稲作農家が抱える課題等について

(木村企画調整室長) 時間になりましたので再開していききたいと思います。

先ほどいろいろとお話が出ましたが、米政策なり、品目横断、こちらの方は非常に課題がたくさんあると思います。こちら話をしますと多分とめどもなく続くと思いますので、農地・水・環境の方のご質問に対して整備部長からの回答を先に済ませたいと思います。

(河野整備部長) 何点かお話が出たと思いますが、全体を俯瞰しますと、私も説明のときにちょっと申し上げましたが、県の財政状況なり、市町村の財政状況が非常にきつという中で新たな仕事を立ち上げるといことで、自治体段階で縛りを掛けるという全国的な傾向もあるのですが、国は中山間の直接支払いと重なってもいいですよとの施策にしています。地方財政措置についても直払いでも措置されていますし、今度の農地・水についても地方財政措置が同様に措置される方向で検討が進んでおります。

新潟県の佐藤さんからお話が出ましたが、ああいう形で縛りをむしろかけていただくこちらとしては非常に困るわけです。国の基本方針としてそういう縛りを一切かけていないわけです。先ほど佐藤さんには個別にお話しさせていただきましたが、新潟県もようやく県の方針が明らかにされまして、暮れから1月にかけて再度説明をオープンにした上で要望をまとめるということになっております。ですから、先ほどのご発言の中山間だけということはないとご理解いただければと思います。

あと石川県さんの方からあった、認定農業者でなくなったら返還しなくてはならないという条件は私は聞いたこともありません。国としてそういう要件をつけていることはありません。県、あるいは市町村がそういうことをしているとすれば、すでに11月の末に文書で指導しているのですが、これから各地域協議会の基本方針をまず作っていただくのですが、そこでそういう縛りを入れるようなことは困るということ指導しております。私も、先ほど聞き違いかなと思ったぐらいの事項なものですから、県の方にも照会をしてみたいと思いますし、もしそういうことがずっと市町村段階に下りていった場合につけられているようでしたら、局の方としても十分事情を聴いた上で対応・指導をしていきたいと思ます。

以上です。

(木村企画調整室長) それでは、次に経営政策の方で、例えば認定農業者の認定の要件と生産調整とのリンクの関係とか、産地づくり交付金と生産調整の関係とか、そういうところがありましたので、その辺につきまして生産経営流通部長の方からお答え申し上げます。

(福井：松井副会長) すみません。今のことについてだけ少しやり取りをさせていただきませんか。今、整備部長が言われたことで。全部ひととおりやられますか。

(木村企画調整室長) では、まずこちらの問題を片付けてから。

(福井：松井副会長) 申し訳ありません。今、確かに整備部長が言われたのですが、それぞれの今回のこの件について、農地・水のことについてでもですが、後から出てくる品目横断のことについても、正直言えば我々は本当に末端のところですよ。末端のところに来るまでに幾つかの段階を経てきます。農政局なり国からまともに来るわけではない。我々はたまたまこういう機会を得られるので単刀直入に物は言えるのですが、現実には自治体の担当者などに言わせると、当然ながら農政局からうちの県の方に行き、県からまた各自治体に行き、その段階を経ることによって、人の話というのはまたげばまたくほどこんがらがるのと、多少間違っただけで伝わるということをご理解いただきたいなと。ですから、しっかりとしたマニュアルというものが4県統一したものとしてきちっとあるような格好でおっしゃっていただかないと、いやそれぞれにあれなんですよなんていうようなあやふやな言葉を言われると、それぞれの担当の県がまた勝手に解釈をして、新潟県も、福井県も、富山県も、石川県もそれぞれに違うということが現実にはあるのではないかなと。

私のところも正直言って結構縛りがあります。何でここがなってここがならんのだというふうなところなどたくさんあります。それで担当課などとも結構それはよく話をするのですが、「いや、県の方からこうやってきたので、これは松井さん、今回はあかんです」とかということが現実にあるということをご理解いただきたいなと思います。

以上です

(石川：佛田会長) すみません。私とその説明会があった時に資料を頂いて、その前提

になる要件として、対象地域に青地の農地を1筆以上認定農業者が得ることを条件としますという説明があったのです。それは国のルールか、県のルールか知りませんが。うちの県は2200円以上ですと、4400円になることは考えないでくださいという説明を受けております。

それは県の事情だからいいのですが、いずれにしても県によってハードルが違うわけです。市町村によっても3集落100ヘクタールないとだめだと言っている市町村もあれば、そうではない、うちの集落みたいに小さくてもいいから県の要件にさえはまっていればいいよというケースもあります。とかく現場というのは横のつながりがあって、「おまえのところどうなのだ」という話をしますから、「おかしいな。おまえのところのルールとおれのところのルールは違うよ」と。それはそもそも国が言っていることなのに、現場でいっぱいカスタマイズされてきてしまって、その辺が多分今までのメニューと全く違うので非常に混乱する。

だから、そういうことをご自由にやっていいのですよというのか、もしくはそうではなくて、先ほどおっしゃったように国の方針はこうなのでこの考え方に沿ってやってくださいと。ただ、この部分は現場で変化させてもいいですよということなのか、我々は現場でしか説明を聞きませんから、農政局の説明会に参加するわけではないので分からないわけです。ですから、先ほどおっしゃるような話が出て、何しろごちゃごちゃになっているのは事実で、聞く人によって、土改連の人に聞けば、「そんなもの絶対4400円に決まっているだろう。2200円と言っているのはおかしい」という話があったりしているわけです。それがどっちが正しいとか正しくないとかという問題ではなくて、混乱を来していて、現場は困っているということです。ただそれだけなのです。そうすると結構遠ざかってしまうわけです。ちょっと難しいわと。そのためにハードルを下げたり上げたりしているのかもしれませんが。

(木村企画調整室長) 江端さん何か。

(新潟：江端副会長) 今の農地・水・環境保全向上対策に関してですが、新潟の場合は先ほど佐藤会長からも言われたように、知事の発言もあって、混乱する以前に説明もなかなかできかねるような状況が3月ぐらいまでありましたが、おかげさまで先ほどの話からするとだいぶ進むのかなと思っています。

ただ、私がちょっとお伺いしたいと思っているのは、同じような水土里ネットという推進室が立ち上がったという話がこの中に書いているのですが、そうすると、水土里ネットは土地改良区ですよ。それのかかわってくる話なのですが、私が見る限り、どうもそちらがほとんど見えていない。どういうかかわりになっているのか、やはり当然進めていけば一緒に入ってきて進めるような立場でもあるし、そういう最も協力すべき相手方なのですが、姿がまだ見えないですよ。その辺がどのようなご指導というか、かかわりを考えられていて、今、実際どうなっているのか、わたしらには全然見えないですよ。今、行政、市町村は当然動いているし、県の普及センターも入ってやっているけれども姿がまだ、もう片方が見えない。

私どもはこういういろいろな機会があるから、内容については多少なりとも理解はできますが、もう少しそっちの方にも力を添えてやらないと本当の動きには、新潟の場合は混乱する以前に停滞していましたので、そういう意味ではよかったな（笑）と、ある意味では考えていますが、その辺をちょっと聞かせていただければと思います。

（河野整備部長） 今日こういう皆様方の集まりの中で私がこんなに多く発言する機会があるとは思いませんでした（笑）。先ほど福井県の方から伝言ゲームの様に最後に届く段階で方向が異なることになっているみたいな一つの例示がありましたが、国としては先ほど来申し上げているように、基本方針については過不足なく平等にしてきたつもりなのです。確かに石川県の方からも出ましたように、県、あるいは市町村、いちばん原因しているのはお金がないということなのです。新潟県もそうなのですが、試行錯誤的にいろいろな要件が出入りしているようなところがあるのです。白山市などもそうだと思います。そういうところは先ほど申し上げましたように、国としては、県、あるいは市町村段階でそういう縛りはかけない様という指導をしております。確かにお金がない中で優先度という観点から、まずそういうところからやっつけようかというのならやむを得ないのですが、そういうところでないといけないという言い方はしてくれるなという指導をしています。福井県は何も縛りはかけていないと私は理解しているのですが、あとは伝言ゲームの中で間違っただけの部分があるのかなと思いますが、それは具体的にお話を聞かないと分からないかなと思います。

石川県の方から出ました単価は2200円だという話は、これは私は口をすっぱくして県の担当課長さんにも言っているのですが、要は一物多価みたいなことがあってはいけな

けです。一つの仕事をするのにある県では汗を流す量が同じでも2200円で、他県ではその汗の値段が2倍になるみたいな話はあってはならないことです。単価ではなくて、当初一気に活動が国が定めるレベルの100%まで行かないところがあるわけです。それだったら、もう少し8割ぐらいで面積を広げたらどうですかねと、地方裁量と言っているのですが、そういう要件の緩和みたいな部分はありますので、石川県はそれを逆用して、話が逆になっているのかなという感じがしております。

それから3点目の新潟は、水土里についてすごく鋭く反応されているのでびっくりしたのですが、別にこれは農地・水というのは分かりづらいので、水・土・里の水土里という言葉を使わせていただいているのです。土地改良区とのかかわりについては、このパンフレット（地域のみinnで取り組もう）の活動組織のところにも土地改良区が書かれております。さらに、あと地域協議会においても、これは地域地域によって違うわけですが、ここに都道府県、市町村、農業団体の中にはJAも入っていますし、県土連、あるいは改良区に参画していただいて、各県の各市町村の実情に応じて進めていただきたいという話をしております。新潟県がはっきりしない状態が続いていたものですから、それこそ雲をつかむような話になっていたかと思いますが、土地改良区の方面にも、県、あるいは私どもが直接お話をさせていただいておりますので、私は新潟県はいろいろな意味で農業の実力が高いと思っておりますので、「山」が動き出したらしっかりと動いていくのではないかなと思っておりますので、あまり心配はしておりません。

（木村企画調整室長） この件についてはとりあえずよろしいでしょうか。

それでは、生産経営流通部長の方から経営政策と生産調整、この辺の話をお答えしたいと思います。よろしく願います。

（林生産経営流通部長） まず産地づくり交付金がなぜこんなに違うのだというお話がありました。この配分につきましては配分要素ということで示されているわけですが、手元に資料がないので記憶に頼ってお話しさせていただくと、配分要素には米以外の作物の生産状況、麦・大豆のどれだけ伸びたかみたいな生産状況、また、担い手の状況、それから生産調整の達成状況、あと幾つかあったかと思いますが、こういったものを踏まえて、こういう配分要素で配分するということが算定されているものだということです。石川と福井でなぜ違うのかということですが、麦・大豆がどれだけ伸びたかというところを反映さ

せていくと、石川と福井は差が出たと考えております。

それと、あまり生産調整で熱心ではないところほど多く産地づくり交付金を配って、そちらの方でもっと積極的にやってもらうべきではないかというお話がありました。平成15年より前は、言ってみれば全国一律の単価で転作の、これこそ実績に応じてお金を配るというやり方でやっていたわけですが、平成16年度からより地域の裁量を高めるということで、それぞれの地域協議会で一定の金額を渡すので、その中で使い方とか、あるいは単価を決めてやってくださいねという形に変化したわけです。そういう意味で、そのためにさっき言ったような配分要素で配っていくということです。確かに佛田さんのようなご意見はあるのですが、その一方でやはり努力したところが報われるのが当然だろう、なぜ頑張っていないところに多く払わなくてはいけないのかと、そんな声も生産調整をやっているところからは非常に多く出てくる。そういうことも踏まえながら、こういった配分要素になっていると聞いています。

それから、認定農業者と生産調整の関係ということです。認定農業者の認定に当たっては、認定する際の判断要素として、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られているかどうかということが、経営改善計画に生産調整が考慮されていない場合は、これは農用地の効率的総合的な利用法ということに照らして、これは認められないのではないかという判断が平成5年くらいに示されて通知で出されています。それから、取り消しに当たっても、生産調整を考慮しない経営によって、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るうえで著しい支障が生じているような場合、先ほどお配りになったペーパーにも書いていましたが、こういう場合は事案によっては取り消し事由に該当するという通知が、平成15年くらいだったかと思いますが、出されております。

認定農業者の認定というのは、市町村の自治事務というか、市町村の判断ということになるのだと思いますが、基本的に市町村の判断を尊重すべきなのです。しかし、国の政策として担い手の経営安定を図るために今回品目横断的経営安定対策をしている。その一方で、もう一つ、国の米政策の推進ということで米の需給均衡を図る政策を進めているわけです。一方の方は、米の需給均衡とは何ら関係ないですよということとやってしまうと、一方で水をくみながら、一方はザルにあけているような話になってしまいますので、相反するようなことを国の政策としてやっていくというのは、なかなか国民の理解を得ることが難しいのではないのかなと思います。いずれにしてもやはり米の需給均衡というのは、恐らく稲作を経営される方であれば、言ってみれば同じ大きな目的であると思うわけで、

できればそういった大きな方向に皆さん参加していただければと思います。

そんな形で、皆さんに考えていただければありがたいなと思います。

(石川：佛田会長) 私がお尋ねしたかったのは、この3局長通知で明らかに方針作成者であることが条件と書いてありますよね。これはそういうふうに解釈すれば私はいいと思うのですが、つまりここで言う生産調整方針作成者かもしくは参加者であることと、認定農業者との関係というのは、以前確か本省かどこかで聞いたと思うのですが、WTO上の青の政策でリンケージをかけているのではないかというお話を聞いたのですが、そういう根拠はこれは全くないのですか。今、生産経営流通部長のおっしゃった本来あるべき形としてこうだというのは、その裏側に根拠があるのですか。私が聞いたのは、青の政策上こうしなければならぬ視点があるのではないかということを知ったのですが。

(林生産経営流通部長) ちょっと不勉強なので、そこら辺のところは確かな回答を今、持ち合わせていません。

(石川：佛田会長) いずれにしてもこうだと書いてあるわけですね。これはつまり先ほどの農地・水・環境保全向上対策と同じ考え方で、国の基本方針としての定義ですから、これは市町村が判断すべき材料としては、決定的に方針作成者でないと認定はしないということをお願いしているわけですね。ですから、それが例えばうちの町でいうと、先ほど資料をお示した稲経の会員のその3人は多分、これは確実にそうだと思うのですが、市町村としては生産目標数量を下回っているわけですね。要は減反が過剰作付けになっていると。うちの町はそうなのですが、たしか去年かおととの産地づくり交付金は130万円くらいしかない小額で、改廃があるおかげでそういうことになっているわけです。それから、過去入ってこなかった、実績がなかったものから金額が小さくなった。それは他の二つの市町村においても同じようなことがいえて、生産調整方針に関与しなくても何ら集落に減反の問題で迷惑をかけているわけではない。実際に協力的に生産活動をやっているという判断が生産調整方針であるべきなのかどうかということだと私は思うのです。

というのは、なぜかという、先ほど佐藤さんがいみじくもおっしゃったように、この制度に乗っかっていって値段が合わなくなったらどうするのだという話だと思っております。

そういった時にやはりこの制度の外側で生きている人もたくさんいらっしゃるわけで、その人たちを経営施策の中でどう定義するのかということが、多分そろそろ真剣に問われ始めているのではないかというのが私の考えなのです。そこがどう定義づけるかということであると、今、経営施策で認定農業者以外の中核的な政策定義というのはないわけで、これは表現は正しくないかもしれませんが、その卒業というのか、その上というのか、もっと進んだ経営というのですか。というのは、本来国のお金や支援をあまり頼りにしなくてもやっていける経営を農業者は目標としているわけですし、そこに行けないので認定農業者になってご支援をいただいているという事態なわけですから、その定義をしないと、この話というのは政策によってこないというか、政策の内側に入らない人間はどうもいわゆるアウトサイダーだというような定義に聞こえてならないのです。

ですから、私は本来自分で作ったものを自分で責任を持って売って、地域の行政が課せられる、本来生産者が課せられているのですが、実態としては行政に課せられてくる生産調整、19年以降は生産者ということですが、それを問題なくこなしている経営体が、ごく少数かもしれませんが、今後私は増えてくるのではないかと思うわけです。その問題の整理を今のうちにしておく必要があるのではないかと思います。

(石川：竹本会長) ちょっと関連でお願いしたいのですが、佛田会長が話をされると自分のということで説得力はあるのかもしれないけれども、逆に説得力を失う部分があります。私どもとしては組織の問題としてこれを会員からも言われております。つまり、今はそういう言葉はないのですが、地区達成はもうなされているのだと。だから、自分たちは生産調整方針作成者になる必要もないし、参加者にもなっていないのだと。これをもって認定農業者を外されると、今度はいろいろとまた不利益が出てくる。例えばスーパーLがお借りできない。借りているお金をお返ししなければならない。いろいろな不利益が出てくる。これは組織としては大変まずいよと。会長が認定農業者から外されるということはまずい。自分たちも地域内は生産調整を達成しているからこういう状況にあるのだけれども、それをもって認定農業者を外されるということはおかしいと。我々執行部はそれを受けて立てということで檄を飛ばされて今日は出てきておりますが、私どもはとてもそういう体質ではありません。受けて立ってどうこうできるものではないのです。確かに過剰作付けをやっておられる、わたしらのメンバーにもいますが、その話と、今の話は全くは違うのではないのでしょうか、やや違うかなと。もしくは違う扱いをしなければならないというこ

とを、佛田会長はそれ以上のことを言っておられるものですから、話がすごく高度になっていますが、少なくとも私たちの組織としては、今、申し上げたようなところで危機を感じております。現場の問題としてぜひご考慮いただきたいと考えるものです。

(石川：佛田会長) すみません、僕ばかりでしゃべって。竹本さんのおっしゃっていることはちょっと僕の理解というか、僕の考えとは違う部分があります。認定農業者を外すのはけしからんと言っているわけではないのです。外すことは当然外すのですが、ではそういうふうの外れていった農業者をどう定義するのかということなのです。別に金をくれ、もっと何とかしろということをお願いしているわけではなくて、その定義がない、いわゆる政策から外れた人たちを、政策から見ればいわゆるアウトサイダーと定義せざるをえなくなってしまう問題。本来決してここに集まっている経営者の皆さんは政府の支援を受けたいがために農業をやっているわけではなくて、農業をやっていて大変だから何とか応援してくれる部分をお願いしますよと言っているわけであって、政府の支援のために農業をやっているわけではないと思うのです。つまり目標とするのは、本来自立する農業経営を目指しているわけであって、その自立する農業経営の定義をそろそろしないといけないのではないかということです。つまり生産調整をやらない人たち、または私みたいに方針に参加しない人間でも、地域内では協力している経営、もしくは生産調整方針に参加している経営と三つぐらいに大きく分かれるわけですが、それぞれがどういう気持ちで農業経営をやっているかということなのだと思うのです。

つまり、これは稲経ではありませんが、法人協会なども私が申し上げているのは、政策だけが農業ではないわけです。政策というのは経営を支援する一端であって、すべてが政策だと思えば、その政策の内側にいない経営はちょっと変なことをやっている経営に見えてしまいますが、私はそうではなくて、要は自立した経営をどう作っていくかという時のその先の定義というのをぜひやるべきではないかなと思うのです。

だから、生産調整を守らないから認定農業者を外すというぐらいで、生産調整に効果なんか出ないですよ。だって、あした火の車になっていくのだったら、そんな認定農業者であろうがなかろうが関係なくなっていくわけですから。そうしていった時に本当に政策の有効性がどこまであるのかということ、私は今、議論し考えて定義しておくべきではないかと言っているわけです。たまたま私の例が私の言いたいことと重なっているだけであって、自分のことを言っているのは単なる例示でしかないのです。

以上です。

(新潟：佐藤会長) いいですか。私の周りの話を少しすれば、ちょっといい方に行きそうなのでお話をさせていただきます。実は昨年もお話したことなので、ここにいらっしゃる方々はもう分かっていると思いますし、私はぜひ佛田さんの後ろにいる石川県の方にもっともっと本当に考えてほしいなという部分でご意見を出させてもらいたいです。

今、私ども新潟県では、配分の6要素をしっかりと決めて、それに即した配分をしようとしています。新しい米政策に対応した18年度は6割、19年度については7割を米政策に合わせた形の配分をしましょうと。最終的には100%にするわけですので、来年から、19年度ではなくて、20年度配分からは、実績配分というものを市町村協議会に落としてやったものについて、もし市町村協議会が実績配分をしなかったらそれは配分として翌年からやりませんよという体制を今、作ろうとしています。私どもは非常にいいやり方だということで評価はしています。

何が言いたいかというと、やはり石川県さんでもぜひ地域の担い手だったり、やる気のある人には、経営者配分要素というものをしっかりとつけてほしいのです。新潟県の場合は別枠配分というものが二つあります。そのほかに四つの配分要素です。それを私ども、私と忠さんは地元の方針作成者の会議にいますので、県から下りてきたものをさらにそこから別枠配分を作ろうと。それは何かというと担い手、あと環境保全、そういうものについては別枠にしないとそうでない人との説明がつかないよという形を取ろうと思って、今、一生懸命働きかけています。そうしてやれば、何であの連中だけいっぱいもらうのだ、差がつくのだといった場合には、実績があるからですよという、そういうもので説明をつけようと我々は提案しています。

そういうやり方がいいか悪いかは別にしましても、私の方針作成、今、私の集落で約20名ぐらいの農家があります。今、私の村内の5社の方針作成のどれに乗りますかという申し込みを取って全部でき上がりましたら、私の知らない間に60名の農家の方が乗っかるようになってきています。今、私どもの会社は生産規模で約44ヘクタールあるのですが、それ全体を入れてしまうと私の計算では80ヘクタールちょっとぐらいだと思っていたのが、その約60名を入れてしまうと100ヘクタールを超えてしまうのです。では、それがいいのかということ、実は非常に心配です。要は私に乗った人については責任を持って売って

やらないといけないわけです。もし売れ残りが生じた場合は後ろにいる人に全部迷惑がかかってしまうわけですから。ですから、そういう部分でも何とか配分要素を上手にということ、これも昨年度言いましたように、私の集落では全部の作れる田んぼに米を作って、生産調整5.5ヘクタールの過剰達成です。それまでは集団転作、大豆を積極的にしていました。ですから、県が市町村に落とす配分の要素をいろいろと仕組んでもらえれば、現場はもっともっと方針作成の下で機能するのではないかと思います。

ですから、私は今いろいろなところに呼ばれて行って、いろいろなお話をするのですが、県そのものが配分要素をしっかり構成する、しっかり担い手だったりいろいろなことについての配分要素を作ってくれることによって、それをどう生かすかというのが現場の方針作成者だよという言い方を私はしています。

(新潟：江端副会長) いいですか。意見が出ないので、またどうせ後で協議会の話になると思うので、私は今、前もってお話ししておきますが、いつもの、今までの会話の中で生産調整のどつぼにはまり込んだような面がありますので。

佐藤会長が今お話になったように、新潟県の場合はある提案というか、いろいろな要素を評価というか、使えるような形で示された。ただ、それは各町村の協議会ではまだ十分に活用されていない面は多分あります。ただ、そういうところに取り組んでいる佐藤会長のような地区ではいろいろな取り組み、具体的に言えば新潟の場合は食品産業との結びつきというのが平成14年から始まっていたので、いろいろな勉強をして、それに対してかわりを持ったら、米を作って、もち米を作って、売り先は契約していれば、その部分は食べる米、主食ではないからということで、結局作れて、生産調整が達成されるという形です。

私が今言おうとしているのは、今までの休まなければ罰則だよという考え方から、今は参加すればいろいろな権利が生じますよと、マイナスの思考からプラスの方に制度として示すことは変わっているのです。ただ、現実には地域でもまだ感覚的には罰則主義が多分いろいろなところでまだあって、感情的にもあって、それが農政局さんにはないと思うのですが、現実にはやはりいろいろなところにあるわけです。

先ほど私は地域協議会の話と言ったのですが、私は佐藤会長の隣の町なのです。その中で、地域協議会の幹事会に入っています。要請を受けて正式な形で入っています。神林村よりは一步条件がいいのですが、その中で2回ほど集まりがありました。農協さんも含め

た方針作成者のすべてが入って、行政、農政事務所の課長補佐の方もいらっしゃって話をしているのですが、最初に行政の担当から、「今日の集まりは変える場ではない」と言われるのです。要するにいろいろなことを変えるために集まっているのではないよという話で最初始められましたので、私は手を挙げて、「それは違うのではないか。どういうふうを考えてどういうふうにするべきかということは、変えるということが前提にあって集まっているのだから、変えることではないといえれば何十年たっても変わらないのではないですか」と。それが実際には現状なのです。

というか、どうもそれを詰めて話をしていると変えたくない。今までの制度というかやり方は、町村にしたら末端の担当者だから混乱なくやりたいというのがやはり本音なのです。そういう意味では変えることは好ましくないという感覚があるし、今まで生産調整していなかった人が罰則という考え方がいまだに根強く残っています。「地域協議会というのはみんなで話し合っただけの方針というか方向を決めて、結果として地域として生産調整も達成されて、作れて収入が上がるという、そのための集まりだろう」と、私が言わなくてはいけないような形になってしまっているのです。だから、まだ十分理解されていない。

根底にはやはりマイナス、罰点から今度はプラス、参加すればいいものもあるよと。私は個人的に言えば、生産調整をしたくても、自分で販売していますし、そうだけれども、ある意味ではそういう農政のかかわりの場に入りたいというのもあるから、方針作成をして、生産調整もして、補助金は現実にはゼロです。ずっと何年かゼロです。だから持ち出しをしてかかわっているのですが、そうでないと変わらないのかなと。そういう自己満足の世界にいるのです。

だから、どうもプラス、方針というか、国全体のあるべき姿ということで示されて動いてはいるけれども、地域なりそういうところにいけばやはりまだそうはなっていないくて、特に生産調整の担当をやっている人間と話をすると、まだいろいろな、先ほど佐藤会長から話があった6要素なり4要素なりの話の実績というのは出ているのですが、全然まだそれが理解されていないくて、「まだ変えるとは言われていません、指示されていません」と言うのです。だからしてないというか、まだしようとも思っていないという本音の話を言われるのですが、平成14年からずっとその方向は示されてきましたよね。いろいろな資料があるのに決定していないから動いていないという発言も出ているのです。何をやってきたのというような。そこら辺がどうも、それはやはり罰則主義でずっとやってきたから、慣れというか。

向こうの立場になれば確かに、今ようやくわが町も生産調整が何とかかろうじてなっているのを混乱させたくないというのは十分分かります。ただ、そのままで今後10年、15年、20年ができるとはどう思っても考えられないから、どうしますかねという話を出す。その時には、やはり先ほど佐藤会長がおっしゃったようにプラスの考えでやっていかないと。それが多分佛田さんがお話しされることだと思うのです。まだ今だったら何とかなるから私も金を出しながら協力しているけれども、出せなくなったらできないですから。いつ協力できなくなるか分からないわけです。そこら辺の話を早くしたらいかがですかという話だと思うのですが、ちょっと余計な話かもしれません。

(涌野農政局長) 非常に難しい問題提起なので一筋縄ではいかないのですが、今、江端さんが言われたように、変わらないことには、そもそもそれができないわけがないのです。だから変わらなければいけないのですが、それをどれぐらいのスピードでどんな範囲でやるかということが大事なので、それについて合意を取りながら、「着々と」と私は言っていますが、非常にミミズみたいな進み方だと思っているのですが、前には向いているかなとは思っています。

また、先ほど佛田さんから非常に難しい問題提起がありました。竹本さんがご心配されていることについては、一部は多分佐藤さんがおっしゃったことによって解決できると思います。生産調整について、地区達成するとか、個人達成するとか、市町村達成するとかということについてここで議論してもあまり有意義と思いませんし、東京も認めないと思います。例えば、地区達成したときに、佛田さんがやらなかったから認定を外すのかというような話については、多分佐藤さんのような手法も解決する1手法としてあるのではないかと思います。

しかし、佛田さんがおっしゃっているのはそれとは違う話で、要するに卒業生をどうするのだということだと思います。私は農業だってベンチャーだと言ってもいいと思っています。佛田さんはまだお若いからベンチャー企業、農業界のホリエモンと言っても通るかもしれません。ベンチャー企業というか、企業的農業者というか、言い方はいろいろあると思うのですが、そこは支援の仕方にかかわるので非常に言い方は難しいのですが、例えばODAみたいに「卒業します」と。離陸してしまったあとは自分でやってくださいよと。そのための支援手段としては補助金みたいなものはありません。一般企業並に金融とか税制とかそういうもので対応します。初期投資について5年間で損金算入しますとか、

そういうものだと思うのです。そういうものについてどう定義するのかと言われてもこれは難しいので、今のところはベンチャーでも、卒業生でもよいのですが、そういう方についてはこのような対応をするのでいいと思います。しかし、現時点ではそういう方々は日本のごくごく一部です。40万農家に稲作を支えていただくとしても、ほとんどはそこまで行っていないわけです。そういう人をどうやってまとめていくかが重要です。

本当は、例えば米について、皆さんから見れば8ヘクタールといったって、それが何だとおっしゃると思いますが、今回は4ヘクタールにして、さらに2.6ヘクタールの特例も設けているわけです。これは政治的なこともあるでしょうし、社会的なことも経済的なこともあるので、そういうあらゆるものを勘案した結果がそういうものになっていると思います。この政策の成果を踏まえて、また次のステップに進むことになるのではないかとと思うのですが、そんなことはもどかしい、支援が欲しいわけではないからこのような政策に乗らなくてもいいだろうと考える方もいるだろうとは思いますが。江端さんがおっしゃったように、「私はもう生産調整知りません。好きに行きます」ということは、それは話としてはあります。しかし、私ども行政担当から見れば、「生産調整よさようなら」と言われると大変困るわけです。いろいろ説明はしますが、皆様から見て、必ずしも明快な答えになっていないかもしれません。

このような中で、「集落」や皆さんのネットワークの力を借りて、全体の数量を先ほど言った828万トンに収めていくこととなります。毎年、米の消費量が8万、9万トン減少していく、1人当たりの消費量は減り、人口も減少していくという時代の中で、稲作農家の担い手を育てていかなければならないという課題の解決を迫られているのが現状です。

最後に、佛田さんがおっしゃっている卒業生についてどうするかについては、それこそ専門家会合でも開かないといけないかと思っています。

(石川：佛田会長) 局長が生産調整が壊れると大変役所は困るとおっしゃったのですが、何が困ることなのかということ現場はきっと十分理解していないのです。だから、生産調整が破綻していくプロセス、もしくは破綻していった時に何が困ることなのかということをもっと問題を共有しないといけないのです。だから、先ほど江端さんがおっしゃったように、守らないやつは悪いやつだという、その昔は食管法でしたからまさしくそうだったわけですが、その余韻がまだ残っているような状態でどうしようかという議論になっているわけで、私は生産調整がこの状態で進んでいったらどうなるのかということの展望を双方がし

で、だからこうなのだ。それぞれの関係者は極めて近い将来、つまり来年ぐらいの展望しかしていないというのが私の実感です。もっと5年先、10年先を展望した時に、先ほどおっしゃった消費の問題、さまざまな問題が変わっていったり、専業経営だっただうなっていくかという部分は、それぞれの思いはあっても、この経営のトレンドはどうなっていくかという展望を私はすべきだと思います。

そのときに、私は結構いろいろなところでいろいろな人にお会いしますが、特に生産調整をやっていない人たちとも人間関係があったりしますが、彼らはあまり役所と接点がないのです。つまり皆さんと接する機会がない人たちというのは結構大勢いて、その人たちは半ば政策をかなり批判的に物を言うのですが、僕はその論調は賛成できないのです。言うのだったら正々堂々と言えればいいと思うのですが。内部で言っている人たちは実は商売が熱心で、それなりに経営の体力はあって、いわゆる商工会に入っていたりというところでどんどん活躍している人たちもまんざらいないわけではない。

だから、私は農林水産行政をやっていく時に、農林水産省がやはりその分野で活躍すべき対象、先を走っていく対象をどうとらえて、その人たちをどう後ろから押していくのかということ、やるかやらないかということ、言うか言わないかということだけだと思うのですが、それを、どちらかといえば認定農業者という中庸な施策ターゲットに軸を置いているものですから、底辺とトップがどこか吹っ飛んでいるみたいなところがあるのです。その辺の議論も含めて生産調整問題と絡めて、特に米業界というのはかなり深刻になってきますから、私はもっと踏み込んで議論をやればよいと思うのです。

そのときに、公開の議論がいいのかどうかというのは非常に疑問で、しゃべる人は名簿が明らかにされていますが、聞いている後ろの人たちはどなたが聞きにこられているのかよく分からないので、やはり議論は進まないと思うのです。そういう場が実は必要なのではないかなと思います。決して高尚な知見を持っている学者が答えを持っていると私は思えないのです。現場がどうしたいか、もしくは行政がどう応援したいかというパートナーシップをどう作るかというのが今日の場合ではないかと私は思っております。

すみません。余計なことをしゃべりました。

(福井：川端会長) すみません。集落営農についてちょっとお話をさせていただきます。というのは、福井県の場合は一番北の新潟から北陸新幹線の最後になりますので、やはりそういう政策については自分なりに遅れているという感じを持っております。そういうこ

とで、集落営農についても19年度からまだまだそういう問題が出てくると思います。

例を言いますと、ある集落で担い手、認定農業者がいないということで、極端に言えば、自分の方へ例えば集落を全部任せて集落営農にできないかというような問いがあったわけです。そういうことで、「それは恐らくできないのではないか」という返事を自分なりにさせていただいているわけですが、これからは特に集落営農の対象という問題で、そういう声が我々経営者会議の方へ向けて来ると思います。そういう場合、我々認定農業者で品目横断をされているわけですが、そのAという集落を産業的な形になるかもしれませんが、全部引き受けて、集落の中で集落営農というか、こっちの方で品目横断に加入されて、そして、そのAという集落を集落営農でということはできないのかなというわけです。この点につきましてひとつお考えいただきたいなと思います。

(富山：金田監事) ちょっといいですか。初めて参加させていただいて、あまりにも大極的な話ばかりで、私はどこで質問すればいいのかちょっと分からなくなって困っていたのですが、ちょっと口を挟ませていただいて、Q & Aでしばらく時間を取らせていただきたいと思います。

今、品目横断の経営安定対策事業の中で、新潟の佐藤さんが段階的に90%助成でいきますと最終的には再生産価格を割ってしまうということを言われました。私もその考えはいつも持っているところです。だから、本来は何らかの形で再生産価格を設定いただいて、それは状況によって変わるわけですが、近年の再生産価格を決定いただいて、それに対しての助成という形にさせていただく。アメリカやオーストラリアでも結構そういう考え方が見え隠れしている、表へは出ないけれども内部でやっているということのをうわさで聞いたことがあるのですが、その辺をお答えいただけたらありがたいと思います。

それと、もう一つは拠出金のことです。我々零細企業はそう余裕のあるお金を持って経営をやっているわけではないのですが、この制度に参加しますと一定水準まで拠出金を積みまなければならない。今の状況を見ますとWTOも決裂したままで、うまくまとまってくるとこちらもまた困るわけですが、まとまらないとその制度が機能しない。私でしたら大豆しか作っていないので、大豆の交付金を頼りに大きな拠出金を積んでしばらく辛抱しなければならないという状況になります。本当に余裕のある経営ならそれは幾らでも積めるわけですが、生産現場の中ではやはり拠出金をひねり出すのに苦労する事業者もあるのではないかと思います。ひとつ何かいい方策とか税金の考え方などあったら、また聞かせ

ていただきたいなと思います。

それから、国の事業で農機などを取得するときにリース事業があります。どこでもあるのかなと思いますが、富山県はそのリース事業が機能しているのは全農さんの5%助成だけで、国の助成はなかなか受けられない。ちなみに聞いた話ですが、規模拡大では10ヘクタールを単年度で拡大しなさいというふうなうわさも聞いております。北海道ならいざ知らず、内地の農業経営で1年で10町歩集めるというのはまことに難しい条件です。我々としてもそういう制度があるなら大いに利用させていただきたいわけですが、その辺のハードルを下げるというか、多年度にわたっての経営方針がこうであれば認められるよというような一つの考え方があればまたお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと集落営農との絡みもありましたが、利用権の設定で、去年一番話題になった貸しはがしの問題です。利用権の権利というか、地権者と受託者との民事的な問題が起きないような内容の規約になっていまして、今、地権者さえ「うん」と言えば、集落営農から求められると受託者に何ら説明や、理解を求めるでもなく、そのまま集落へ移動する。本来そういう問題が起きないようにもう少し何かできないものかなと思います。地権者と受託者、そして、新たに受けようとする人とその三者の合意があって初めて契約の権利が移行するというようなところまで持って行っていただいたら、そういう貸しはがしというような問題は出ないのではないかと。お互いに納得している話ならそれはもう貸しはがしではないわけですから、また、農地保有合理化事業もありますが、特にそこに絡んでいると大きな問題が出てきているところもありますので、そこら辺の考え方もちょっと聞かせていただきたいと思います。以上です。

(木村企画調整室長) いろいろとご質問が出たところですので、そろそろ生産経営流通部長の方からお願いします。

(林生産経営流通部長) ちょっと川端会長に質問の趣旨を確認させていただきたいのですが、要は認定農業者の方に集落の方が・・・。

(福井：川端会長) Aという集落に認定農業者がいなくて、その地区から集落営農を立ち上げていくと認定農業者がいらないということで、仮に、集落外の認定農業者のところへお願いに行くわけですね。そうした場合の・・・。

(林生産経営流通部長) 要は認定農業者に集積するという、単純にそういうことなので
すか。

(福井：川端会長) その集落は集落営農を、福井県の場合は遅れているもので、集落営
農を立ち上げるのにやきもきしているもので。

(林生産経営流通部長) 要は集落で集落営農組織を作って、実際の作業は認定農業者に
任せてしまうということですか。

(福井：川端会長) そういうことはできるものかなと。

(林生産経営流通部長) ええ、それはちゃんと5要件を満たしていただいて、面積要件
だとかそういうものを行ったうえでやっていただければ結構です。ですから、一元経理と
か、3分の2以上の集積とか、5年後に農業法人化するという要件を満たせばいいわけ
です。

(福井：川端会長) 今、自分の会の中で法人経営されている会員さんもいるわけです。
そういう中で集落営農を、早い話が集落ごとで農地の利用権が上がってくるわけです。そ
うすると、やはり今のこの機会に、その集落なら集落営農を立ち上げたらどうだという話
が集落の中でできているのです。けれども、その担い手がいないということで、そういう
経営者会議の中で相談というか、なってもらえないかというあれですが、冒頭に言いまし
たように、自分はこういう協議会や、福井県の場合は経営者会議が協議会の会員になっ
ていないもので、そういう説明ができないもので。

(林生産経営流通部長) 県でも、あるは福井農政事務所でも構いませんので、お問い合
わせいただければ個別の事案については丁寧に答えます。

それと、あと金田さんがまず要はナラシとかそういうものをしていても、最終的に今
の現状でいくと再生産価格を割るのではないかというようなお話ですが、品目横断の話で
いうと、ナラシは収入の減少による経営への影響を緩和させるための対策ということで、

基本的には経営安定を図るために収入が減った場合、その分を埋め合わせる対策ということで、いわゆる再生産価格という観念は盛り込まれている対策ではないのです。ですので、今の対策そのものはそれについては考えていない。やはりそのところはいかに需給均衡を図るかということが一番の目標になるのではないかと思います。

それと拠出金を積まなければ、これもナラシについては拠出金を出していただかなければいかんということで、来年申し出していただければ幾ら積んでくださいということで、制度がようやく今後動き始めるということになります。初めてやる制度なので、具体的にどんな問題があるのかというのは、むしろ今後我々に具体的な問題点なり、時期としてこんな時期にはできないとかという点は、ご教示いただきたいと思います。ただ、基本的には生産の収穫の前に積んでおかないといけないものですので、そこら辺はご理解いただきたいと思うのですが、実際にどんな問題点が出るのか、そのところは今後教えていただきたいと思います。

それから、リース事業ですね。ちょっとどういう問題があるのかというのはよく分からないのですが、後で補足していただければいいのですが、今いろいろな担い手向けの事業を要求している最中ですので、むしろ個別にどういうことをしたいのかということを実体的に相談していただければ、それに一番合ったものをご案内できるのではないかと思います。

それと、いわゆる集落営農が始まる時に、一方の担い手が耕作していた土地を何の断りもなしに持っていかれるという話なのですが、悪い言葉でいうと貸しはがしみたいな話です。実は去年のこの会合でもそういった話が出まして、それを受けまして、私どもは認定農業者の方、あるいは市町村とか農業委員会の方、それぞれ別の機会に幾つか聞かせていただきました。そして、実態を聞かせていただきました上で、今年の3月に局長通知を出しました。要は、農業委員会等に対して既存の担い手等、新たに集落営農を作る場合、そこら辺に農地の利用競合があってはかえって両方とも共倒れになってしまうよということです。現に今、認定農業者が耕しているような耕地は農用地利用改善団体の区域から外すことができるとか、そういった利用調整を円滑に進めてくれというような通知を出しています。

それと、今お手元にお配りしましたが、これ(農地利用調整の手引き)は農業委員会等、あるいは農業者等を対象として、農地利用調整を円滑に進めていただくために作った手引きでありまして、今現在普及推進といえますか、そういうことをやっているところです。

それと、これは10月ぐらいでしたか、各県に通知いたしまして、そういった貸しはがしみたいな問題が生じた場合にはそれをちゃんと農政局まで上げてくれ、その上で適切に解決できないような話であれば、こちらにもちゃんと教えてくれ、必要であればこちらも助言するから教えてくれという形で通知をまた改めて出しています。従いまして、もしも本当にそういうふうな問題になっている事案があれば、また私どもの方に直接でも結構ですから教えていただければ、事実確認の上、必要なことはやっていきたいと思っています。

(富山：金田監事) ちょっとすみません。今、説明をいただきましてありがとうございました。私は、今、集落営農に関しては、あまりにも強い力で集落というものを縛りつけて事業を始めさせようとしているというところにまた問題があるのではないかと考えています。地元の地域では、私自身はそういう農事組合法人的な団体作業、協業作業といいますが、そういうやり方でやりたい人は集落を飛び越えてもいいのではないかと、やりたい人どうしが集まってその事業体を立ち上げればいいのではないかとということを一生懸命言っているわけです。

普通の全く農作業等の管理ができなくて、認定農業者のような一貫した管理をしてくれるところに預けたい人はそこへ預ければいいのではないかと。そのように農家一戸一戸が選択できるような形であれば何ら問題は起きてこない。集落というものに縛っていろいろな面的要件とかいうものがあるものだから、どうしても強力で村の代表者の人が地権者のところに行って、今、受託している田んぼだろうが、「契約が終わったらうちだろう」という形です。実際私も今そういう状況にあるので、あまり大きな面積ではないのですが、農業委員会の方へ、「このまますんなり権利が変わるのであればちょっとおかしい。制度自体がもう完全に欠陥である。相手の集落営農の代表者と協議した上で、そこへ預けるなら預けるという形にきちっとやってほしい」と申し出ています。このままでは私は納得できないという旨は言っているので、先ほど利用権の設定の中に権利を委譲するときに三者で協議した上で移行するとか、今、言った集落にこだわらないで好きなものどうしが集まるなら何らそういう問題も出てこないのではないかと考えているのですが。

(林生産経営流通部長) 協業でやりたい方が集まってやられるというやり方もあると思いますし、いろいろなやり方が現場ではあるだろうと思います。要は農家一戸一戸が選択できるようにとすることが一番望ましいわけですが、農地の場合、ある程度面的なまとま

りがないと、実際やる時に農作業とかそういうところで効率がかえって上がらなくなるという問題も生じてきますので、そこのところは当事者といいですか、利用改善団体等を立ち上げていただきまして、実際具体的にどうするのかと。集落の将来の姿も含めて、どういう形でやるのが一番お互いにいいか、認定農業者の方、あるいは集落営農、どちらを目指すにしても、将来一体どういう形にするのかをよく話し合っただけであればと思います。やはり当事者がいる程度合意しない限りそのあともうまくいくとは思いませんので、十分な話し合いをしていただきたいと思います。

(伊藤次長) 貸しはがしの問題で、特に金田さんが言われた利用権設定の権利が弱いのではないかということだと思えます。個人的には、これほど利用権の設定が進んできて、流動化が進んできた中で、そういうものについても考えなければいけない時期に来ているのではないかと思います。利用権設定事業は、まずなるべく農家が出しやすいことをねらいとして事業ができて、そういう中で地主さんがいつでも返してくれるという意識で設定してもらうことが大事だということできてきた経緯があって、そういうような仕組みになっているということです。ですから、まずは今までの農地にしがみつくとようなことをまず和らげて、出しやすいという条件でこの事業ができたということなので、やはり将来的にはこういう利用権設定の事業が相当進んできて小作地が多くなってきたら、その中では受け手のそういう権利、経営安定のためにどのようにやっていくかというのは、将来的には私個人としては考えなければいけない課題と思っています。

そういう中であって、今、当面考えられるのは、やはり林生産経営流通部長が言ったようによく話し合ってもらうこととか、合理化事業というのも話がありましたが、農地保有合理化事業などの活用の道もあるわけですから、そういう道でやっていくということであると思います。

それからもう一つ、ちょっと話が戻るのですが、やはり担い手の経営安定と生産調整とは、19年度から新たな対策というので表裏一体と言っているのです。だから、国の全体的な見地からするとやはり切っても切れない関係だと思えます。従って、要するに米の過剰になったらどうなるかというのは一目瞭然です。それはどんどん米の価格が下がって経営が成り立たないというのは、今、大規模にやっている方でも多分そうだと思うのです。そういうことの上に今の経営が成り立っているということを理解し合っただけで、そういう中で自分がどうすべきかということを考えていっていただきたいと個人的には思っています。

従って、今の担い手対策についても、生産調整の対策が根底にあるわけですから、先ほどの再生産の話も、そこは当然そういう再生産価格を作るというのは、生産調整にきちっとみんなが参加をして、きちっと需給調整の下で米の価格が安定をする。ただ、豊凶の差とかいろいろとあるので、そういう中で所得が振れるときに今の経営安定対策というのが使える。こういうことになってくるのではないかと思っているというところです。多分佛田さんとはその辺のところは意見が合わないところもあるかもしれませんが、そういう中で、国はやはり全体的なことを見てやっていくというのが一番重要であるということをやっていると思います。

ただ、佐藤さんも言われましたが、地域の中でも工夫ができるような仕組みになってくるわけです。地域協議会での議論の中とか、あるいは県の協議会でも地域の配分はその県に任されているわけですから、そういう中で現場の実情に合ったやり方はいろいろと工夫があるのではないかと思っているところです。

(福井：松井副会長) ちょっと一つよろしいですか。実をいうと今の貸しはがしの件は、昨年相当皆さんとここで議論したように思います。その時にもそれぞれの担当される部長さん方がちゃんと答えて、何とかうまくいくのだなと我々はこの1年間思っておりました。しかし、現実は何も変わっていません。

先ほど言われたように、特に福井県などは、後ろの方にも担当課の方もおられるのですが、先ほどうちの会長も言ったのですが、集落営農を中心にした推進というものがすごく大きいのです。個別経営体も結構頑張ってそれぞれにやっておられる方がいるのですが、実を言うと私はもう一つ端っこの方の嶺南地方といって本当に中山間地が集中するところなのです。こういうところで個別経営体で頑張ってやっている者が、集落営農がどんどん重要視されてくると、それぞれ同じ地区の中で個別経営体というものはやっていない。集落営農は一つの集落なら一つの集落を集中するのですが、幾つもの集落にまたがって個人はやっていきます。

そういうところで、先ほど言われたように、たまたま今まで集落営農がなかったところが、個別経営体が少し入っていて、面的に多くなかったら個人の人もそれだけ影響はないのです。「1枚や2枚はいいわ。それぐらいは集落に協力しようか」と。先ほど言われたような十分な話し合いではなく、少し話し合いをすればできるような状況なのですが、中にはその集落の半分ぐらいを個別がやっていて、そこに集落営農だと言われた時には、個

人の経営にまともにその影響が来る例もあるのです。だから、幾ら十分考えて話し合いをしてくれと言われても、そんなもの話し合いができるはずはない。どっちかが折れなければいけないのですから。組織を作らないでおくか、個別経営体の人が規模を縮小するか、極端なことを言えば、もうおまえのところはやめておけというような、そういうことを言うのはちょっと酷ではないかと私たちも思います。

今、実を言うと1軒だけ、これは小浜市の方なのですが、結構頑張って規模を着実に増やしていた若い子が、集落営農のその渦中にどっぷりとはまってしまって、どうしたらいいのだろう、これからまた他の違うところで、ある程度自分のところの経営に見合うものを探すといたら、先ほど言われたようになかなか探すのは難しいと。そういう条件下で、行政側として何ができるのかなと。何とか話し合ってくださいよと言われても、そんなもの簡単にできるものではない。そして、そういう時に果たしてどういうふうにしてくれたらいいのか。僕らは今、自分に火の粉が降りかかっていないことなのであれですが、同業者としてはかわいそうだなと見ています。やはりそこら辺のところを、話し合ってくれって逃げるのではなく、直接、先ほど局長も言われていたのですが、局長は去年のうちにうちのところに来てくれる予定だったのです。そういうところで直談判をしようではないかという意気込みでいたら、結局来られなかったので話もできなかったのです。ただ、このシステムだけは着実に進んでいくというようなことで、来られてもそんなにむちゃは言いませんので、またぜひお願いしたいのですが（笑）。

やはりそこら辺のところをしっかりと担当される県とか、先ほど言いましたように自治体とかに、しっかりと通じるようにしていただきたいなど。今この案件はたまたま案件なのですが、先ほど言っていたような案件などでも、もっとしっかりと届くように、そして、最終的に我々が安心してその地域を守る農業ができるということもしっかりと考えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

（石川：佛田会長） すみません、よろしいですか。集落経営体と個別経営の問題というのは、本当に古くて新しい問題です。私は最近思うのですが、先ほどもありましたが、利用権者の立場が集落の中で非常に弱いのです。例えば他集落ですとその寄り合いに利用権者は呼ばれることはうちの地域ではないですね。ですから、やはり利用権者がこれだけ農政の中で非常に中心的な役割を果たしているからには、集落の決議に関してきちっと関与できるようにしない限り、この貸しはがしの問題は私はなくならないと思うのです。つま

り、集落の中に我々が、隣の集落でもどこの集落でも行って、そこにいれば、その本人を目の前にして、「おまえの土地を取り上げる」なんていうのはなかなか言いにくいはずで、それはなぜかという、その人に農地を預けてきた地主もそこにいるわけですから。つまりそういう場でこそフェアな議論ができるのではないかと私は思います。

それともう一つ、これは私の理解ですが、認定農業者がいないところに集落形態を作るというのが国の方針ですよね。そういう通知が出ていると思うのですが。そこが地域によっては、というか、団体によっては横並びであったり、人によっては横並びと試してみたり、地域によっては集落経営体の方が先だというような言いっぴりをする人もいたりするわけです。だから、そこがどういうプライオリティになっているか、優先順位になっているのかということをお話していただく方がいいのではないかと思います。利用権者の立場を確保してそれを言っていけば、おのずとそういう問題は解決せざるを得ないところに行くのではないかと思います。

それから、もう一つはそのさまざまな背景、先ほど申し上げました生産調整の問題とか、過剰作付けの問題というところをいうと、これは農業団体が言っている共販三原則というものがありますよね。これは案外最近団体の職員の方も知らない言葉なのですが、共販三原則というものがその組織の考え方の中心にあって、それを変えない限り生産調整の問題や価格の問題やさまざまな問題は私は一向に解決しないと思うのです。だから、そこがあって初めて我々とそういう組織がフェアな関係になっていくのではないかと思います。だからそこをどうするか。どうするかといっても長い歴史の中でやってきて・・・。

私は、先ほど伊藤次長がお話になっていましたが、決して現在の施策を否定も非難もしているわけではなくて、どうするかということなのです。つまり農業団体にあっては今からどうするかです。集荷率が低下していくと、農業団体が脆弱になっていく。このことが我々農業にとっては非常に危険なことでもあるわけです。ある一定の力と能力を持っていかないと、我々だけで集落を背負えといわれてもそれはとても背負えるわけではないです。また、先ほどからある農地・水・環境保全向上対策でお金が出ている間は大丈夫かもしれませんが、そもそもこういうことというのは皆さん集落のボランティアでやっているわけですから、ボランティアにかかる費用は莫大なものです。だから、やはりそこをどう定義するかということが非常にあります。つまりそういうところへ案外我々も踏み込んでいなかったという反省点もあります。利用権者の権限をもっとしっかり地域の中で持たせてくれていけば集落に行き話ができますが、多分皆さんお聞きになれば分かると思いま

すが、ほとんどそういうことはないですよ。それはなぜなのかよく分かりませんが、そういうことではないかと思います。

(米岡次長) ちょっといいですか。ここは意見交換会の場なので、今ずっとお話をお伺いして、一つあるのは、例えば先ほど佛田さんがお話になっている話も法律で決められたルールがあって、そのルールを守ることが前提になっているわけですよ。その決められたルールの中でどういうふうにやっていけばいいのかという運用の話ですよ。それで、法律で例えば米の需給調整みたいに決められているものと、補助事業のように法律の基づくものではなくて振興策として足元をどういう形で円滑にやっていくかというもの。この辺りの話が結局現場にまで落ちてしまうと、現場は一つですから、法律の基づく制度論、制度論も二つあるわけですし、皆が守る必要がある規制的なものと手をあげてやりたい人だけがやる振興的なもの、これに補助事業のような足元の振興策と、これらが整理されずにごちゃごちゃになっているような気がします。そこでいろいろと皆さん方にご苦労されているなという感じがします。

農林水産省の場合にも、米の生産性をいかに高めていくかということで規模拡大を進めてきた。皆さん方もその線に乗って、特に所有権ではなくて利用権を中心にして規模を拡大されてきた。農林水産省としてみると、これまでずっと生産性の向上イコール規模拡大ということでやってきた。今回たまたま品目横断のような形で、いろいろな紆余曲折の中で集落営農というものが入ってきた。集落営農は、これまでの規模拡大による生産性の高い個別経営体の育成という「個」を中心とした視点の論理と相異し、最近の社会的な流れではありますが、様々な社会問題となっている歪みの中で地域とか家族とか社会一般としての共同体ということについての大切さみたいなものが背中にしよわれた形でもって、個々の農業についての生産性の向上とは別の要素を持って入り込んできたという部分があるのかなと。集落営農というのはいろいろな紆余曲折もありますけれども、集落営農のしよっている中にはそういうことがあるのかなと。

先ほど伊藤次長が話し合いでと。私も聞かれれば「まず話し合ってください」とこうなるのですが、貸しはがしの問題については、例えば貸したり借りたりという話についていえば、これは別に農業だけではなくて、どこでも世の中である限りにおいては、売った・買った、貸した・借りたについていえば、そういう争議はどこでもあるわけです。例えば貸した、借りたについていえば、例えば農地なら農地制度やいちばんバックグラウンドに

なるのは民法ですが、貸し借りについての契約や制度がどうなっているのか、ここは法律の議論としてどういうルールになっているのかということと、話し合ってもまとまらなければ結局争議を解決するための手続きルールにのっとってやっていくということになるのではないかなと。ただ、ここで終わっては話がしょうがないので、先ほど佛田さんのおっしゃられた話にまた戻ってしまうのですが、また、先ほどの佐藤さんのお話もそうなのですが、結局話し合ったりして、どういう形でまとめるのかという話になった時に、例えば我々も利用権を設定して規模拡大といってもう何十年このかたやってきた。これはやはり米なら米についての今の需給調整を前提とした上での生産性の向上による低コスト化というのが根っこにある。これはただ今の足元だけをこなせばいいということではなくて、「いいものを安く」というのはどの世界でも経済的には当たり前の話なものですから、そういう形で今の足元だけではなくて、将来的な再生産をどういう形で確保していくのですかということ。それから、特に中山間的な条件の悪いところなどいろいろとありますが、要するに地域として、今後農業や農村としてどうやっていくのですかという、これは足元だけではなくて、今後、例えば先ほど佛田さんもおっしゃったように、5年、10年先をどうしていくのですかということの、行政が入ってくるのは、やはりその辺りも考慮に入れた上で、要は調和点というのはどこにあるのだということで、そこでお互いにどこまで納得できるのか、折り合えるのかという話になるのではないかと。

次に、先ほど佛田さんのお話になった、認定農業者については、法律も二通りあり、認定農業者のような振興策としての法律と一方で規制的な法律と二通りあるわけです。米の需給調整は、価格や物価をいかに安定させるか、これは国民生活安定のための第一級の行政事務であって、みんなが守る必要のある規制的政策と理解されます。それで、この認定農業者についていえば、これは経営基盤強化法そのものは、これはあくまでも振興法として、要は足腰の強い経営体として皆さん育ててください、そのために応援しますという制度なものですから、これは使いたい人が使えばいいのです。認定農業者であるかどうかというのは卒業するしないではなくて、その制度を使いたければ使いたいという形でやっていただければというのが本来の趣旨です。ただ、それが今、生産調整のような一定の規制法的なところにリンクされてしまった。それで佛田さんがお話しになられたように、使いたければ使う、別に私はそれも必要ありません、民間の資金だけでも結構ですということになったら別に認定農業者から抜けていいところが、生産調整のように、規制法的なところでリンクされてしまったものだから、話として見ると非常に難しくなってきました

のかなと思います。だから、生産調整は生産調整として、これはもうルールですから、それはみんなでちゃんとやっていきましょうというものです。それで、佐藤さんのお話ではないけれども、あとは守るといった時にそれぞれに県によっていかにうまくやっていくかという運用の議論、法律を守るときの運用の議論があるのです。その運用の議論の中でそれぞれの県が出した知恵、例えば新潟県の知恵が石川県で使えるようであれば、それは石川県の方でもその知恵を使って、運用上はそれでうまくやっていただくということなのかなと。もともと根っこの法律のところにつながってしまった話なので、先ほどの佛田さんの話が非常に難しくなってしまったように、それでちょっと整理しづらい部分はあると思うのです。

品目横断も、これは振興策の方ですから、振興策は振興策として、要はこれをどういう形で上手に、例えば米の需給調整という法律なら法律で決められたルールを守るところで上手に活用していただくかと考えていただければいいのではないかなと思います。現場は一つしかありませんから、現場にいるとなかなか、何が法律で何が予算なり補助金に基づいた通知かというのは分かりにくい部分はあると思うのです。これもまた後ろにおられる県の皆さん方には、先ほど現場に行くと、市町村まで行くと区々になってしまうところがあるものですから、だから、できるだけ頭の中が混乱しないように整理して中長期を見据え皆が納得のできるようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(福井：島田副会長) ただ今言われた農地・水に関してですが、私は長い間、区長をやっておりまして、20年ぐらいもう農政とはほとんど関係はなかったのです。現場に行けばそんなものです。ところが、今回農地・水は区長案件だということで寄せていただきました。そして、一番先に感じたことは、これはどうも地域営農を支援するために集落を組織化したいがための事業ではないかと思ったのです。それを前提にちょっと申し上げさせていただきますと、これはもしかすると農水省のここ数年来のヒットの施策ではないかと思うのです。

いや、そうではなく、現場の区長連中はみんな江ざらいなどの保守点検に非常に苦労しているわけです。現在日本の農業は、中山間地方は特にそうですが、網目のように張り巡らされた用排水なくしては成り立たないわけです。ところが、その管理運営が今、非常な危機にひんしている。ある集落は仕方がないから罰金制を取ったのです。そうしたらどうなったか、ここの前田さんと同じことになってしまったのです。払えば出なくてもいい。

あげくの果てにはあの程度の安い金額が惜しくてあんなつらい仕事をするのかという羽目になってしまったのです。各出作りしている方なども動員するようになってしまって、このままでは集落がもしかすると水路、用排水の維持管理ができないのではないかとということまで現場は追いつめられているわけです。

ところが、今度は農地・水・環境保全対策事業が始まりましたので、いわば葵の御紋の印籠が各区長さんに渡ったような理解をしているわけです。これからはぜひこういう事業があるので出てくださいと。ただ、問題となっているのは、農水省の今までの各施策が多々陥りがちな面ですね。つまりいろいろなメニューを考えるとということです。ここに書いてあるだけでも12項目があります。それをなるべくやってくださいということにはなるわけです。

ところが、一番問題となっているのが農村環境向上の活動です。これはどの項目を見てもPTAとか小学生の協力なくしては成り立たない。現状はどうか。わが集落は恥ずかしながら中学校2年生が一人です。小学生はいません。140戸もあるような集落でも小学生が9人というのが本当です。一番先に言われたのは、PTAの皆さんが協力はできないということです。

つまり弾力的に運営をしていただきたい。基礎部分だけでもいいのではないかと。もちろんこれは一步間違えますと今までのばらまきになるというのは承知しておりますが、現状はどうもその誘導部分が非常なネックになっている。ぜひ基礎部分を重視して誘導部分を軽視した施策を行っていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

(河野整備部長) 初めてこの施策を褒めていただきましてありがとうございます。区長さんが持つ印籠という使い方もあるかなとは思いますが。前半の部分のご発言は、あっちこっちに紹介してあげたいなというぐらいの迫力があると私は思います。

それで、今まで出ていないところには罰金を取るというような、いわゆる「出不足金」というのですか、そこまで追い詰められているということなのでしょう。先ほどの基礎部分と誘導部分の話とも関連してくるのですが、この新しい制度というのはそういう出不足金を補てんするための制度ではありません。分かっておられるかと思いますが、現状はそこが欠けているからその穴をふさぐということではなくて、それは当然やっていただいた上に更に質の高い活動を誘導するという言い方をしているわけです。確かにPTAだとか学校の生徒さんだとか参加しないとできないという部分はあるかもしれませんが、冒頭に

私はちょっと申し上げたのですが、今ある老人会を始め、いろいろなグループの活動を束ねていただくということだと理解したら一番立ち上げやすいのではないかなと思います。

その辺のところをご理解いただいて、その基礎部分だけだと、先ほど申し上げたような出不足金の補助事業、補てん事業みたいになってしまうものですから、そこはバラマキ云々の指摘もあるかと思いますが、地域でできること、今までやってきたことを少し背伸びしていただくとか、そういうところから始めていただければと、願望になってしましますが、そういうご理解をしていただきたいと思います。

(木村企画調整室長) 前田さん、一言言わないと(笑)。

(富山：前田副会長) では一言。

今日は初めからずっと皆様のご意見をお聞きしていろいろと勉強させていただきました。貸しはがしの件も一昨年ぐらいからいろいろとこの場でも発言させていただきましたし、東京の方の会合でもいろいろと発言させていただきました。

いろいろな手引きとか、相談しなさいよと言われても、結局は自分の力量といいますが、自己判断でやらざるをえないところが大いにあります。佛田さんが言われるように、やはり究極の目標として補助金なしの自立した経営体になりたい。やはりこれはみんなが思っていることだと思います。しかしながら、就農したときからどっぷりと農機具、あるいは施設、あとは転作奨励金とか、お米を作っているだけでも良質米奨励金とか、いろいろな奨励金、補助金を利用しながら何とかかんとかここまで来たわけです。そこへ来てまたうちの息子が就農しまして、富山県では新規就農拡大支援事業という、ちょっと援助してやろうかなという制度がありまして、それを頂くことによってまた自立から遠ざかったなと(笑)。自分ではそう思っているわけですが、その制度を利用させていただきまして設備投資もさせていただきました。

ハードは建物と機械だけなのですが、ここへ来て今年の春から二つほど新たな新商品とありますが、試作がようやく終わったところで、大量に作ることは作れるのですが、今度は販売とかネーミングとかパッキングとかいろいろと問題があります。その面も、今年の春から普及センターさんの方で集中的に強力に指導してやるということで、今うちの息子と嫁さんといろいろとやっています。非常にありがたいわけなのですが。

それから、農地・水のことのでうちの集落に関して意見を述べさせていただきますと、ま

ずやはり道路、用排水を抜いた農地ですね。純然たる農地を掌握するにはやはり土地改良区の協力といいますか、ちょうどうちの町内に土改の理事長さんがおられることと、あと土地改良区の中に3集落あるのですが、その中に市役所の職員でこの担当をしている人が1人と、その課長さんがまた町内におられます。それと小矢部では、1年先に水牧集落ですか、これもモデル事業で先行していますから、その辺の事業内容を参考にしながら、僕らもなかなか理解できないわけですが、たまたまやはり担当の市の職員さんがおられたということで、非常に分かりやすくスムーズに今現在進んでおります。

それから、利用権設定の件で、預かっている僕らの立場が弱いのではないかという問題もありますが、あと今までずっと規模拡大で来ました。それは米価が右肩上がりで上がっていた時です。けれども、それが右肩下がりに限らなく1万円に近づく状況になると、規模を拡大すると設備投資とか労務の関係とかいろいろと経費が増えてきます。最近いろいろな講演会に出席しますと、利益率の高い、商品価値の高いものをいかに販売するかという、大体そういった流れで進んでいると思います。うちもその辺を目標にしまして、米もなのですが、加工で佛田さんの少しあとをついて行って、何とか大化けする商品できないものかと今頑張っている最中です。以上です。

(新潟：江端副会長) 先ほどの米岡次長からのお話を聞いていて、時間もないので二つほど手短かに言います。

先ほど地域協議会に幹事会に入っていますというお話をしたのですが、そこで感じている、いい意味と、ちょっと問題点とがあります。いい方では、先ほどからいろいろな生産調整の話が出ていますが、自分たちは今までそれに携わるといえるか、生産する側でいまして、地域協議会の幹事会の中に入るとどうするかという立場に変わります。どうしてやらなくてはいけないか、どうしてまとめなければいけないかという立場になるのです。そうすると全然違う立場で考えなければいけなくなる。すると、そこでの問題点というのは、1反歩、10アールにも満たない農家の方々、集荷円滑にも今までは入っているけれども、生産調整にも参加している人たちが方針作成の中に入ってどうなのか。その方々が生産調整を一切やめた時の問題点が具体的に問題になるのです。

そうすると、私たちはある意味で農政局の方々と同じような立場になります。そういう意味ではいいのかなど。そういう場に、今までの自分と違う立場で話をしなくてはいけない、どうしたらいいのでしょうかという話を一緒に考えるのには非常にいい場所なのです。

それこそ2割オーバーになれば多分半値ぐらいになってしまうだろうし、30%オーバーになれば3分の1ぐらいになる。そういう世界に突入するのをどう考えていくかの話を具体的に考えざるをえなくなるというのでは非常にいい場だなと思いました。

問題点というのは、先ほど私も話しましたが、先ほど次長の話でちょっと思ったのは、要は法律の話とそうではない話がごっちゃになっているのです。行政の担当する方々が悪いという意味ではないのですが、毎日の業務の中では法律がどうだとかいうことではなくて、実際にこなさなくてはいけなかったから、そういう区別もされないで、それこそ食糧法から新食糧法になったときの切り替えのこともある意味意識しないでずっと突入しています。だから、先ほど言ったいろいろな話は区別がつかないのだろうなと思います。

時間が長くなって申し訳ないのですが、具体的な話で言えば、一つの集落で一人だけ生産調整に参加していない方がいて、現実もいるのですが、それが生産調整方針に丸をつけた。要は参加しますということですよ。「本当にその人はするのですかね」と僕のところに聞いてきたけれども、「分からない。直接聞いたら？」という話です。けれども、集落では、そうすると今まで生産調整に参加していないから、例えば「とも補償でお金を払っていないのだよ。今まで何年も払っていないのにそれをチャラにして今度参加しますでは、ちょっとそれは収拾つかないよ。だから裁判に訴えろ」という人もいるという話です。僕のところにもそういうことを話しに来るけれども、「それは無理だろうね」と。その生産調整の担当者もその地区の人なのですが、もう感情的になってしまっているのです。だから「裁判に訴えるつもりだ」と。「それは負けるだろうね。それは法律の話とはちょっと違う話なので、皆さんのそれこそ話し合いのことを法律論ではできないだろうね」という話なのです。だから、担当者もそんな感じでごっちゃになってしまっているのです。

問題というのは、やはりそういうレベルで全国どこもされているのであれば非常に恐ろしいというか、いろいろな研修といいますか、農政局も含めて自治体の担当者の底上げとか、本当に分からないのかなと疑問に思うぐらいのレベルが現実にはあるのです。どうしてまともなと言っては言葉が悪いかもしれないけれども、我々が逆にその時に話をしなくてはいけないレベルの動きが現実には今あるのです。それで変に決められてしまうと困る。今後も生産者自らということにはなるけれども、やはり自治体もかかわっていかなくてはいけない時に、第三者で冷静な判断が求められることはあるから、それには農政事務所も当然入ってこられるだろうけれども、やはり自治体というのが大きな要素ですから、どうかそこをいろいろな形で底上げしていただきたい。やはり行政の方々の役割というの

はそういうことだと思っているので、そういう支援をお願いしたいということです。

あと、新潟での今の生産者、我々の問題として、先ほど言った岩盤対策といいますか、毎年下がっていったときのナラシ対策が果たして本当に機能するのかなというのが、この間からずっと稲経の中で話をされていて、やはり所得補償という話になって、それを詰めていくと、最後になるとやはり生産者ではなくて消費者の理解をどう得られるか。我々の要望というか、わがままを聞いていただくにはどうしたらいいかという話に突き当たってしまうのです。要は今のいろいろな農林水産省の予算の中で、例えば倍ぐらいの予算を財務省からまた引き出すための説明は何があるのかなと、そこにぶち当たってしまうのです。それで自分らの都合よくということ人をどう納得してもらえるかというところで非常に苦慮しています。そうなる我々もちゃんとしているということちゃんと伝えて、例えば税金払ってますと、だから自分たちにも還元していただきたいと。そのかわり今までみたいならばまきではなくて重点ですよ。そういう意味では農水省が今、進めておられることと同じような立場になってしまって、先ほどの二つの意味で同じようなことを同じに考えているのかなと。我々も生産者として自分のことだけをただ言いたいわけではなくて、どう責任を、責任というのは多分我々の場合は不得意だったと思うのです。責任を全うするなんてことは、多分集落の中ではほとんど意味がない話だと思うのですが、我々はやはりそこを訴えるというか、達成しないと人にはちゃんと伝えられないところに早く突入せざるをえないというか、しなくてはいけない。

だから、今の品目横断の対策は、私は個人的には一つの訓練というか、あれをやってみてどういう反応が、先ほどそういう次長の話にありましたが、どういう反応があって、どういう問題があって、先にこの所得補償というものがだんだん見えてくるのを農水省は見ているのかなという気がするのです。ちょっと意見ではないのですが、最終的にはそこら辺に行くのかなという予想をしています。我々が今後要望として出す時には、自分たちのほうもこういうものをやるけれども、こういうものは変えていただきたいというようなことを提案する形で局の方にも持ち上げたいなと思いますが、現状はなかなか今苦慮しています。

(石川：竹本副会長) すみません、時間がなくなってしまって、きっと最後にまとめのお話があるのだろうと思うのですが、そのまとめの中へ加えていただきたいと、1点ぜひ聞いてこいという話があるものですからお願いします。短く言います。

19年から農業者および農業団体が主体的にという話のようです。その中で今まで行政がやってこられてうまくいかなかったというか、かなりのお金をつぎ込んできて十分な成果が上がらなかったということなのですが、これが団体に投げられた後、行政はどうされるのかなということと、行政のシミュレーションとしては団体に投げた後、どうなるのか、あとは野となれ山となれ、我々はもう手を引いたから知らんよという話ではきつとなかろうなということをおもひは言っているのですが、その辺の手当てというのですか、そこを聞いてこいということが1点です。

もう一つは、作況96の中で私どものところは今度2ポイント生産調整の転作率が上がるのですが、分からないということがあります。十分な説明のない質問ですが、時間の制約上、その2点をあとのまとめの中に入れていただきたいと思います。以上です。

(木村企画調整室長) ではその質問について、食糧部長の方からお答えいただけますか。

(中島食糧部長) ご意見は、生産調整の話が冒頭からかなり出て、それから米価、岩盤対策ということだと思います。これらは中央でも政策決定を今年するためにかなり議論をされてきたことです。

その議論の経過はここで詳しく申し上げる時間がないものですから、生産調整の現状だけ申し上げますと、私どもは三十数年間生産調整をやってきて、トータルで5兆6000億円ぐらいお金をつぎ込んできました。毎年3000億円弱の2400~2500億円お金と労力を使ってやっているという現状である訳です。これをきっちり守っていただければ米価は守れるということになるわけです。ここをきっちりやっていただくということが大事かと思えます。それが岩盤を守ることになりまして、生産調整で市場への供給量を加減できるということになるわけですから、その制度を大いに利用していただきたい思います。また、収穫後にも市場への供給量を調整するため集荷円滑化みたいに、豊作分については市場から隔離するというような政策も取ってきているわけです。

生産調整をずっとやってきて、16年産からは、米政策改革の下、国がずっと生産調整数量を配分してきた経緯もあって配分をしてきたわけですが、今年、19年産から今度は農業者、農業者団体が主役になるということで配分をしていただくということになるわけですが、この中で16年産、17年産というのは、先ほど申し上げたとおり、生産目標数量が8万トン、9万トンと毎年落ちているのです。その中で実際の作付面積は、目標数量は減って

いるのですが、その16、17年産の2年間は全表面積は減っていないのです。18年産、今年の生産については、初めて面積が前年を下回った。先ほど168万ヘクタールというような数字を申し上げましたが、これは前年から2万ヘクタール作付面積が減っています。新制度になって初めて減っている。それから、各県別に見ても、前年産、つまり17年産を超えて作付けした県はないということです。この辺のところに、米政策改革が進んできて、生産調整に対して一縷の望みがあるのかなという感じはしていますので、これを私どもは推し進めていきたいということです。

何より売れる米作り、米政策、それをキャッチフレーズとしてやっているのですが、これは地域が本当に米をどうしていくのか、地域の産業振興をどうしていくのかという観点でみんなで話し合ってくださいと、農協さんだけではなくて、一人親方の方々も入ってもらって地域の米づくりをどうしていくのかみんなで議論してくださいとお願いしております。

今まで私ども国、行政機関がやってきた配分は、私どもは今度からは需要見通しだけ出します、生産目標については地域で考えてください。需要の中で、ではどう生産していくのか。「去年が売れ残ってしまったから今年も同じに作ったらまた余計売れ残る、また在庫を抱えるだけ」という話になってくるわけですから、このことを地域で本当に考えていってください、ということで、生産目標数量の配分については、各生産調整方針作成者が傘下の農業者に配分していただくという制度に、需要見通しを基にして配分していただくという制度に改めたということです。

では、行政はそこで後ろに引いてしまうのかということは決してなくて、先ほど言いましたように、米をどうしていくかというのは、地域に行けば、みんな米に自信を持っているわけでありますので、このことについて、行政が産業振興の観点から手が引けるということは絶対にあり得ないと思っています。ただ、配分の主体の問題でいけば、それは農業者、農業者団体が主体になるということです。私どもは、これから先も生産調整に対する支援措置をやっていきますし、それから、情報の提供ということで米に関するあらゆる情報を出していくということです。市町村が、そのことで手を引いてしまうということはあり得ないと思っております。

それから、生産調整が石川県の地域で強化になったという話については？。

(石川：竹本副会長) 私どもの市が・・・。

(中島食糧部長) それは県内の配分の話ということになりますが、これについては私はコメントする立場になく、また別にいろいろな要素で配分しているということもありますので、詳しい話は別途お伺いしたいと思います。

(涌野農政局長) 松井さんの御発言についてですが、昨年この場でも出てきました貸しはがしの件については、他の農政局は出さなかったようですが、私どもはすぐに各県農業会議の会長さんあてにきちんと対応してほしいという文書を出しました。新潟県の中野会長さんには出張の用事がありましたので御本人に直接手渡してきました。それでも何も動いていないというのは問題ですので、再度指導したいと思います。利用権者の立場が弱いということについては、貸しはがしの実態を踏まえて考えてみたいと思います。

それから、現場を見せていただくという約束については、年が明けたら1月中におじゃましますのでよろしくをお願いします。

(木村企画調整室長) ちょっと時間も過ぎたところです。この際、お帰りになられるような方でまだ何かあったらと思いますが、佛田さん。

(石川：佛田会長) 1点だけいいですか。一言。

結局こういう場というのは年に1回しかないのですが、最近私が思うのは、農政事務所の方々がダイレクトに我々のところに来られるので、国の農政と私どもとつながっているのは農政事務所なのです。県の方々もいらっしゃいますし、市町村もありますが、いわゆる我々にとってバイパスになっているのは農政事務所なので、農政事務所の方々のスキルを、食品安全と食糧問題の他にもスキルを上げてもらうとこういう議論が日々できるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

4. 閉会

(木村企画調整室長) それでは閉会に当たりまして、米岡次長からごあいさつを申し上げます。

(米岡次長) 今日の意見交換会は足元の施策の中での日ごろのご疑問、ご意見、それが

らまた、中長期的なご意見といろいろとあったかと思うのですが、私自身最後に、皆さん方に一つだけ。私の方からの疑問について、後でもいいですけども教えていただきたいなど。

何かと申し上げますと、今日来られた方の中でかなり作業受託をされている方が多いと思います。それで、実は今の米対策がわーっと議論になった平成14年ごろに、先ほど利用権の話が出ましたが、所有権から利用権、利用権から、ずっと米の価格が下がってきていますよね、米の価格が下がってきている中で、もう利用権から第三の米作りとして経営者としてやるとしたら、米の価格のリスクは取らずに作業受託というものを経営としてやっていくという、要は第三の米作りというのが随分増えてきたなと平成14年ごろ言っていたのです。それで、今の品目横断とか米の需給調整の場合には、どうしても議論としては利用権で止まっているのですが、今後この作業受託というものを、これから米作りをやられている方もだんだん高齢化が激しくなっていくので、その中で皆さん方稲作経営者として、これをどういう形でとらえていかれるかということを知りたいというのが私の率直なところ。また、後でも結構ですので、それぞれまた教えていただきたいと思います。

これを最後の締めにあたって申し上げて、今度とも、よろしく願いいたします。

本当に今日のご熱心にいろいろとお話をいただきまして、私も勉強になりました。どうもありがとうございました。